

第2回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

1 日 時： 令和2年4月10日（金） 午前11時30分～

2 場 所： 本庁12階「1号～3号会議室」

3 会議次第

(1) 開 会

(2) 現時点の発生状況と対応状況の報告

(3) 各局区における取組状況等の報告

(4) 本部長から

4 資 料

- ・札幌市の新型コロナウイルスに係る対応（概要）
- ・第4回北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料（抜粋）
- ・新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要請（北海道）

札幌市の新型コロナウイルスに係る対応（概要）

1 感染状況

(1) 市内感染状況（4/9現在）

102名【4/8比+8】（うち市内居住者101名【4/8比+8】）

年代	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	非公表	計	現在患者数	陰性確認者	死亡者	
	男性			1	3	7	25	9	6	3						1
女性			8	3	2	12	8	8	4		1	46	1			
非公表											1	1				
計	0	0	9	6	9	37	17	14	7	0	3	102	34	65	3	
現在患者数	34											34				
陰性確認者	65											65				
死亡者						1		1	1		0	3				

(2) 国内・国外の感染状況

北海道：感染者 208 名【4/8 比+10】、死亡者 9 名【4/8 比±0】

（4/9 9時30分）

国内：感染者5,565名【前日比+363】、死亡者81名【前日比+1】

（4.6 12時）チャーター機帰国者15名、クルーズ船乗船者712名（うち死亡者11名）
空港検疫74名

国外：米国

感染者数 396,223 名（うち死者数 12,844 名）

（4/8 12時）スペイン

感染者数 140,510 名（うち死者数 13,798 名）

イタリア

感染者数 135,586 名（うち死者数 17,127 名）

ドイツ

感染者数 107,663 名（うち死者数 2,016 名）

中国

感染者数 81,802 名（うち死者数 3,333 名）

その他・地域（195 か国）感染者数 525,872 名（うち死亡者数 31,955 名）

※（3/11）新型コロナウイルスは「パンデミック」と世界保健機関（WHO）が見解を表明。

2 札幌市における対応状況

(1) 実施体制

① 感染症対策本部

感染症やその疑いのある事例に対して、発生予防、原因究明等、迅速かつ的確な対策を総合的に推進するため、市長を本部長とする札幌市感染症対策本部を設置。新型コロナウイルス対策においては、これまでに計 8 回の対策本部会議を開催（1/30、2/18、2/22、2/29、3/17、3/23、3/27、4/2）

② 新型コロナウイルス感染症対策本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を受け設置

(4/8)

③ 感染症対策室

全庁横断的な情報共有や対策検討等を行い、札幌市感染症対策本部会議を補佐することを目的に、3月3日に札幌市感染症対策室（部長級）を保健福祉局に設置。4月1日付けにて危機管理対策室に移管。

室長	危機管理対策部長
医療・保健体制担当	保) 総務部長、保) 健康企画担当部長
情報・調整担当	総) 職員部長、政) 政策企画部長、財) 財政部長
広報担当	総) 広報部長
生活・経済担当	市) 地域振興部長、経) 産業振興部長

※北海道の対策本部との連絡要員として保健所、危機管理対策室より職員を派遣

(2) 保健所の対応状況

① 新型コロナウイルス関連相談件数（4/8現在）

救急安心センター（#7119）：340件【前日比▲48】（発熱等あり174件、症状なし166件）

一般相談（011-632-4567）：511件【前日比+8】※3/9より回線数増強（6→10回線）

② 姉妹都市からのマスク受入（3/11）

サージカルマスク20,000枚、N95マスク5,000枚を瀋陽市から受け入れ、感染者入院医療機関、帰国者・接触者外来医療機関に順次配布（3/13）

③ 国優先供給スキームに基づくマスク購入（3/12）

サージカルマスク40,000枚、N95マスク5,000枚を医師会、歯科医師会、薬剤師会に配分（3/13）。

④ 政府負担によるマスク受入（3/23）

サージカルマスク40,000枚を受け入れ、医療機関、関係団体等へ配布予定。

(3) 医療体制

① 帰国者・接触者外来

計11医療機関で対応中（市立札幌病院、他3医療機関で入院対応を実施）

② 検査体制（札幌市衛生研究所。4/9午前9時現在）

総検査数1,326検体（延べ758名）うち陽性102名*

※道内87例目患者（北海道から発表）の陽性結果を除く

(4) 教育関連施設の対応状況

校種		始業式	入学式
幼稚園（9園）		4/7 ※実施済	4/10
小学校（200校）		4/6 ※実施済	4/6 ※実施済
中学校（99校）		4/6 ※実施済	4/7 ※実施済
高等学校（7校）		4/8	4/8 ※大通高校のみ4/9
開成中等教育学校（前期） （後期）		4/8	4/8 （同上）
特別支援学校	豊明高等支援学校	4/8	4/9
	みなみの杜高等支援学校	4/8	4/8
	豊成養護学校（小中）	4/6 ※実施済	4/7 ※実施済
	北翔養護学校（小中高）	4/6 ※実施済	【小中】4/8 【高】4/8
	山の手養護学校（小中高）	4/8	【小中】4/8 【高】4/8

※高等学校、中等教育学校、豊明高等支援学校及びみなみの杜高等支援学校においては、通勤時の混雑を避け、登校時刻を1時間程度遅らせるなどの「時差通学」を当面の間実施。

※児童会館・ミニ児童会館

児童クラブ実施館（200館中199館）において児童クラブのみ実施（3/7～）

※小・中学校入学受付実施済（4/1）

(5) その他市有施設

- ① 区役所（10施設）、区民センター（10施設）、保健センター（10施設）、コミュニティセンター（2施設）、まちづくりセンター・地区会館（出張所を含む）（87施設）、地区センター（24施設）：開庁（※3/1～4/14までの貸室の新規利用の申込を中止）
- ② その他施設
 - ・保育施設（ちあふる9施設、公立保育所11施設、公設民営保育所3施設）、保育・子育て支援センター（ちあふる9施設）の子育てサロン：開園中
 - ・札幌市健康づくりセンター（東、西）：臨時休館（2/28～未定）
※中央は、検診業務のみ再開（トレーニング室、教室は引き続き休止）
 - ・各区老人福祉センター：臨時休館（3/2～未定）
 - ・保養センター駒岡：臨時休館（3/2～未定）
 - ・若者支援施設（5施設）：ロビースペースの利用休止（3/2～4/14）

- ・市立図書施設（43 施設）：一部サービスの開始（予約資料の貸出等 4/1～）
※46 施設中 3 施設は休館継続中

【開始したサービス】

予約資料の受取、資料の返却、図書施設内の本棚の本や視聴覚資料の貸出、館内検索機の使用、簡易なカウンターサービス（所蔵調査、カウンターでの予約申込）

【休止を継続するサービス】

施設内での本や雑誌・新聞の閲覧、視聴覚資料の利用コピー機の使用、各種データベース、マイクロフィルム、インターネットの利用、対面での調べ物への対応（調査相談）等、読書室・閲覧室の利用

- ・文化施設等（11 施設）：一部の施設において、サービス等を制限し開館（4/1～）
- ・スポーツ施設（体育館（13 施設）・プール（9 施設）等）：一般開放を再開（4/1～）
※トレーニングルーム等、採暖室は、一般開放を休止（3/1～）
- ・札幌ドーム：一般開放を休止（3/1～プロ野球・Jリーグ開幕まで）
※札幌ドームや市民ホール等指定管理施設の利用予定（2/23～3/31）をキャンセルした場合は、施設利用料の返金などを行う。4/1 以降の予約分は、主催者から大規模イベントのキャンセル等の申し出があった場合に、施設利用料の返金などを行う。
- ・円山動物園：部分開園（4/1～）※こども動物園等は一部、熱帯雨林館等は全面閉館。

③ 地下鉄・路面電車

- ・地下鉄・市電の全車両の消毒・換気を実施（消毒：3/2～、換気：3/3～）
※当分の間継続実施
- ・2/29 通学定期券の払い戻し（手数料免除、休校日まで遡及して払い戻し）
- ・地下鉄の車内混雑状況を交通局HPにて公表（3/18～、毎週水曜日更新）

(6) 産業振興

①市内中小企業（相談状況）（4/8 現在）

相談件数（累計）※：4,698 件【4/7 比+234】（来所 1,951 件、電話 2,747 件）

※札幌中小企業支援センター内の相談窓口

②融資制度（新型コロナウイルス対応支援資金）（4/8 現在）

認定件数（累計）：1,595 件【4/7 比+88】

【業種】 飲食業 404 件、小売業 210 件、建設業 213 件、運輸業 51 件、
製造業 25 件、電気・ガス・熱供給・水道業 2 件、保険業 5 件、
卸売業 83 件、不動産業 64 件、宿泊業 47 件、医療・福祉 62 件、
情報通信業 27 件、教育・学習支援業 8 件、サービス業 394 件

③ その他

・札幌商工会議所及び関係団体の周知協力の下、市内事業者等に対し、緊急調査を実施中（3/9～）。

・宿泊事業者への影響調査（3/6～）

北海道と連携してアンケート調査を実施（3/16、結果公表）

	延べ宿泊者数の減少数	影響額(観光消費の減少額)
北海道	約 900 万人泊	約 3,000 億円
うち札幌市	約 350 万人泊	約 1,200 億円

※3/1時点と同程度の影響が6月まで継続した場合の試算

・札幌商工会議所中小企業相談所と連携して休日相談窓口を開設（3/7～3月中の土日祝日、4月以降の開設は未定）

・自宅でも利用可能なサービス等を提供する市内事業者等を案内する市公式HPを公開（3/4）

(7) 各種健診及び札幌市主催・共催等イベント等の実施状況

・乳幼児健診など各種健診：休止中（母子手帳交付、乳幼児発達相談、5歳児発達相談は継続実施中）

・札幌市主催・共催等イベント：原則～3/31まで自粛

3 他機関の対応状況

(1) 国

4月7日 政府発表

同日 第27回新型コロナウイルス感染症政府対策本部
<総理発言>

- ・7都府県に緊急事態宣言発出。
- ・感染症拡大防止策や、雇用の維持と事業の継続等に関する緊急経済対策を発表。事業規模は108兆円（うち今回補正額16.7兆円）。
- ・内容は、小・中・高・特別支援学校等への布マスクの配布、緊急包括支援交付金（仮称）の創設、生活支援臨時給付金（仮称、1世帯当たり30万円の給付）の創設、子育て世帯への臨時特別給付金（対象児童一人あたり1万円を上乗せ）、地方創生臨時交付金（仮称）の創設、制度融資を活用した実質無

利子・無担保融資の創設、GIGA スクール構想の加速、納税者に対する新たな徴収猶予制度の特例の創設等の税制措置など。

4月6日 第26回新型コロナウイルス感染症政府対策本部

<総理発言>

- ・4月7日の諮問委員会で専門家の意見を受け、緊急事態宣言を発出する考え。東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県を対象地域とし、1か月程度を目安とする。
- ・感染者が増加した場合、民間ホテルの借り上げに加え、東京オリンピック・パラリンピックのために準備した警察派遣部隊用プレハブを改修して使用する考え。
- ・治療薬とワクチン等の研究開発を加速。
- ・日本公庫等における実質無利子・無担保の融資制度による強力な資金繰り支援で、事業の継続を後押しする。
- ・生活に困難をきたしている世帯向けに30万円の給付を行うことに加え、中堅・中小企業に200万円、個人事業者に100万円の現金給付を行う。

4月3日 厚生労働省発表

- ・「軽症者等の療養に関する対象者等の基本的考え方について」にて、無症状や軽症の感染者を自宅やホテルなどで療養させる方針を示した。加えて、「宿泊療養のマニュアル」「自宅療養中の患者へのフォローアップ及び感染管理対策」も発表。また、退院基準を緩和し、症状改善後24時間後の検査での陰性確認とした。

4月1日 第25回新型コロナウイルス感染症政府対策本部

<総理発言>

- ・文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業に関するガイドライン」を踏まえ、保護者への助成や、放課後児童クラブや学校教室の活用など地域事情に応じた取組への支援継続。
- ・水際対策の更なる強化（49の国と地域の全域について入管法による入国拒否対象地域に追加、入国者に対して14日間の待機及び公共交通機関の使用自粛要請などを実施）
- ・マスク生産設備への投資を支援し、月7億枚を確保見込み。5月から感染者が多い都道府県から順次、布マスクを配布。全国約5000万世帯（一住所当たり2枚）。4月1日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（状況分析・提言）

- ・地域の医療供給体制の強化が近々の課題であるとの見解を公表。いわゆる「医療崩壊」は、オーバーシュートが生じてから起きるものではなく、爆発的感染が起きる前に医療供給体制の限度を超える負担がかかり医療現場が機能不全に陥ることが予想される。医療体制を検討する上での指標等として、① 重症者数 ② 入院者数 ③ 利用可能な病床数と、その稼働率や空床数 ④ 利用可能な人工呼吸器数・ECMO 数と、その稼働状況 ⑤ 医療従事者の確保状況を示した。
- ・3月19日の提言の地域区分について、名称を「感染拡大警戒地域」「感染確認 地域」「感染未確認地域」とし、それぞれの地域区分に応じて、学校再開やイベント自粛などの対応を考える方針を示した。

3月28日 第24回新型コロナウイルス感染症政府対策本部

- ・特措法に規定する「基本的対処方針」を決定。感染症の対処に関する全般的な方針は以下のとおり。
 - ① 情報提供・共有及びまん延防止策により、各地域においてクラスター等の封じ込め及び接触機会の提言を図り、感染拡大の速度を抑制する。
 - ② サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、高齢者等を守り、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
 - ③ 的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限にとどめる。
 - ④ なお、対策は、感染者の増加に伴い不可逆的に進むものではなく、例えば、地域で感染者が確認された早期の段階で、クラスター等の封じ込め及び接触機会の低減が奏功し、当該地域での感染者の発生が抑制された場合には、強化した対策を適宜適切に元に戻す。
- ・首相より、緊急経済対策として、以下5本柱の措置を講じることを明言。
 - ① 感染拡大防止策の充実や医療提供体制の整備、治療薬の開発
 - ② 雇用の維持と事業の継続（中小事業者向けに新しい給付金制度創設）
 - ③ 官民を挙げた経済活動の回復（観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業を対象とした、官民一体型のキャンペーンとして大規模な支援策を展開）
 - ④ 強靱な経済構造の構築（生産拠点の国内回帰支援等のサプライチェーン対策やテレワークなどICT活用による経済の強靱化・効率化の推進）
 - ⑤ 今後の感染状況への備え（感染症対策に関する予備費を創設）

3月26日 改正新型インフル特措法に基づく政府対策本部設置

同 第23回新型コロナウイルス感染症対策本部

- ・特措法に基づく「基本的対処方針」の策定を関係省庁へ指示。
- ・水際対策の更なる強化（欧州21か国及びイランの全域を入管法による入国拒否対象地域に追加するほか、検疫の強化などを実施）

3月25日 外務省発表

- ・全世界に対する危険情報をレベル2に引き上げ、不要不急の渡航自粛を要請

3月24日 文部科学省発表

- ・「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」及び「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」を公表

3月23日 第22回新型コロナウイルス感染症対策本部

- ・米国全域からの入国者に対して、検疫所長の指定する場所で14日間待機及び国内における公共交通機関の使用自粛を要請（期間：3/26以降、当面の間、4月末日まで）

3月20日 第21回新型コロナウイルス感染症対策本部

- ・専門家会議の見解を踏まえ、以下2点に取り組むことを明言。
 - ① 感染の連鎖を断ち切るためのクラスター対策の抜本的な強化
 - ② 感染者の急増に備え、重症者への医療に重点を置く医療提供体制の整備
- ・小中高の再開に向けた、具体的な方針の取りまとめを文部科学省へ指示。
- ・全国規模の大規模イベント等の開催は、専門家会議の見解を踏まえ、引き続き主催者がリスクを判断して慎重に対応すること。今後は、「多くの人が参加する場での感染対策の在り方の例」も参考にするよう指示。

3月19日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

- ・これまでの以下3本柱の基本戦略を維持、必要に応じて強化し、速やかに行われなければならない旨の見解を公表。
 - ① クラスター（患者集団）の早期発見・早期対応
 - ② 患者の早期診断・重症者への集中治療の充実と医療提供体制の確保
 - ③ 市民の行動変容
- ・北海道の感染状況と対策効果について、「一定程度、新規感染者の増加を抑えられたが、依然として流行は明確に収束に向かっておらず憂慮すべき状態が続いている。また、北海道知事による緊急事態宣言は、道民の日常生活行動を変容させ、事業者の迅速な対策などにより、急速な感染拡大防止の観点からみて一定の効果があった」と評価。

3月18日 第20回新型コロナウイルス感染症対策本部

首相、以下の措置を講じることを明言。

- ・返済免除特約付き緊急小口資金等の特例の拡大
- ・公共料金の支払猶予等
- ・国税・社会保険料の納付猶予等
- ・地方税の徴収猶予等

3月18日 厚生労働省発表

- ・小学校休業等対応助成金・支援金の申請受付の開始を発表（～6/30まで）。

3月17日 厚生労働省発表

- ・人口に占める患者数の割合が大きい地域（札幌市、旭川市を含む35市町村）の介護施設等に対してマスクを優先配布することを公表。3/19以降、1週間程度で配布予定。

3月14日 新型インフルエンザ等対策特別措置法改正法施行

同 首相会見

- ・改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について、「現時点で宣言する状況ではない」と表明。宣言の要件については「判断は専門家の意見を伺いながら、慎重に行う」と述べた。

3月12日 厚生労働省発表

小学校等の臨時休業に対応する保護者支援等に関するコールセンター設置
(学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター0120-60-3999)

3月10日 厚生労働省発表

- ・中富良野町、北見市へのマスク追加配布は、3/12以降、実施予定と公表
- ・加えて、人口に占める患者数の割合が特に大きい地域として、せたな町、美瑛町、木古内町、知内町へ優先配布することとし、3/12以降、約40枚程度のマスク配布を公表。

3月10日 第19回新型コロナウイルス感染症対策本部

- ・全国規模のイベントの実施自粛要請について、専門家会議の判断が示されるまでの間、今後おおむね10日間程度の延長を求める」と表明。
- ・感染拡大防止や雇用維持などを支援する緊急対策第2弾を決定。

3月7日 第18回新型コロナウイルス感染症政府対策本部

- ・放課後児童クラブや学校教室の活用など地域の実情に応じて実施する取組についても全額国費で支援するほか、学校給食の休止の影響についても、きめ細かな支援を行うと表明。
- ・日本政策金融公庫等において、特別貸付制度を創設し、売上が急減した個人事業主を含む中小・小規模事業者に対して、実質無利子・無担保の融資を行

い、第1弾の緊急対応策で講じた5,000億円の資金繰り対策も含め、遡って適用すると明言。

- ・民間金融機関における貸出条件変更等、支援への取組状況のモニタリングを関係省庁に対して指示
- ・第2弾の緊急対応策として、①感染拡大防止策と医療提供体制の整備、②学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応、③事業活動の縮小や雇用への対応、④事態の変化に即応した救急措置等、を柱として、10日に取りまとめを目指し、各省における施策の具体化を加速させる旨明言。

3月4日 厚生労働省発表

- ・中富良野町及び北見市への配達について、初回配布は7枚入り1パック（大人用）とし、残りの30枚程度は、マスクを確保次第、配布することを発表。

3月3日 菅官房長官会見

- ・臨時休校対策としての保護者への休業補償について、フリーランス及び個人事業主は対象外とし、希望者には有利な条件で融資を受けられることとする旨説明。

3月3日 厚生労働省発表

- ・中富良野町及び北見市に対してマスクの配布を決定。
（1世帯当たり約40枚、日本郵政の配達網により、6日～順次各家庭に配布）

3月1日 第16回新型コロナウイルス感染症対策本部

- ・道内自治体向けにマスク配布することを明言。
（国内生活安定緊急措置法に基づき、国がメーカーから一括買取の上実施。）

2月29日 総理会見

- ・小中高校の臨時休校要請に対する理解を求める。
- ・保護者の休職に伴う所得の減少に対応する助成金制度創設を明言

2月25日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」策定

(2) 北海道

4月9日 知事会見（国への要請事項発表当）

4月7日 第4回北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催

- ・経済活動を維持しながら、密閉、密集、密着の「3つの密」の一層の強化・徹底を行う。
- ・5月6日までを「新型コロナウイルス感染症集中対策期間」とする。
- ・北海道への転入者に2週間の体調管理と外出自粛を要請。

- ・外出自粛要請の判断は、新規患者数が2桁の日が発生し、リンク不明な患者が多いと判断される場合とする。

4月3日 第3回北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催

- ・4月2日付けにて、退院基準の変更、自宅や宿泊施設での療養に関する運用、感染管理対策やフォローアップの在り方が示された。現時点において自宅療養や宿泊療養を原則としなければならない状況ではないが、検討・準備を開始する。約300床の入院受入体制は確保済み。
- ・感染拡大が顕著となっている東京や大阪などへの不要不急な往來の自粛を要請。

4月2日 第2回北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催

同 知事会見

- ・学校の再開については、リンクなしの感染者数と帰国者・接触者外来の受診者数の急激な増加が確認されていないことから、「感染確認地域」に該当すると判断し、予定通り再開することが適切であると判断。札幌圏などの都市部においては、通勤と分離するため時差通学を実施する。

4月1日 知事会見（転出入時期における注意喚起）

3月27日 第1回北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催

同 知事会見

- ・道立施設や道主催のイベント等の再開に係る考え方を公表。感染拡大防止措置を講じた上で、道立施設では、札幌市内にある北海道知事公館や三岸好太郎美術館、真駒内公園などを4/1から再開。

3月26日 改正新型インフル特措法に基づく北海道対策本部設置

- ・特措法に基づく政府対策本部の設置を受けて、「北海道感染症危機管理対策本部」から、「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部」へ移行。

3月24日 第12回道感染症危機管理対策本部会議開催

- ・医療体制の強化と経済対策を2本柱とした、新型コロナウイルス対策の補正予算案を発表

3月18日 第11回道感染症危機管理対策本部会議開催

同 知事会見

- ・緊急事態宣言を予定どおり3/19に終了し、新たなステージへの移行を公表。
(週末の外出時における注意喚起の継続)
- ・宣言の結果として、以下2点を評価。
 - 一医療崩壊を起こすような急激な患者の増加は生じず、宣言当初に恐れていた状況には至らず済んでいること。

－緊急事態の期間中に、検査体制や病床の確保など必要な体制強化を図るとともに、必要な情報の蓄積により、新型コロナウイルスと戦う体制を整えることができたこと。

3月12日 知事会見（週末の外出時における注意喚起）

3月10日 第10回道感染症危機管理対策本部会議開催

緊急事態宣言（2/28～3/19）を延長するか否かについて、「今週の患者の発生状況などを踏まえ、20日以降の対応を検討・判断する」との考えを表明。

3月5日 知事会見（週末の外出時における注意喚起）

2月29日 内閣総理大臣への緊急要望

2月28日 緊急事態宣言（道民へ不要不急の外出控えるよう指示）

4 その他

(1) 市民・企業への呼びかけ

【市長】

- ・市民の皆様への市長メッセージを発出（2/22、3/1、3/18）

【総務局】

- ・来庁せずに行える手続き、期限を延長する手続きについて市HPに掲載（3/9）
- ・菊水分庁舎への出入業者（21社）に対して、マスク着用や体調管理徹底等を依頼（2/25）

【まちづくり政策局】

- ・市内各大学及び短期大学（17大学）に対して、感染拡大防止に向けた対策について、学生へ周知するよう依頼（3/3、3/27）

【財政局】

- ・（4/10）「夜間電話納税相談と市民税・道民税（個人住民税）申告書に係る提出期限の取扱いについて（新型コロナウイルス感染症の影響関係）」（報道発表予定、市公式HP掲載予定）
- ・市税事務所HPでの郵送や電話による手続きや相談の推奨（2/25、3/10、3/24）

【市民文化局】

- ・新型コロナウイルスに乗じた詐欺・悪質商法に関して注意喚起（2/21、3/10）

【保健福祉局】

- ・国民年金保険料の免除申請について郵送対応可能である旨市HPに掲載（3/12）
- ・子ども医療費助成、重度心身障がい者医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成の申請・届出について郵送対応可能である旨市HPで周知（3/11）

- ・特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等の請求・届出について郵送対応開始（3/9）
- ・おとしより憩いの家の開館可否について検討を依頼（2/26以降）
- ・老人クラブ、老人クラブ連合会あてイベント開催可否の検討を依頼（2/25以降）
- ・社会福祉施設等における感染症対策について随時注意喚起を実施

【子ども未来局】

- ・認可保育施設等を通じ、専門家会議の見解を踏まえた、当分の間の可能な限りの家庭保育への協力を保護者に依頼（3/11）
- ・児童手当・児童扶養手当・災害遺児手当の請求・届出及び認可保育所等の入所申請等について郵送対応可としたほか、ひとり親家庭自立支援給付金等の手続き期限を一部延長（3/9）
- ・幼保連携型・幼稚園型認定こども園へ、可能な限りの家庭での保育協力依頼を基本としつつ、家庭での保育が難しい子どもへの配慮を依頼（3/5）
- ・一時預かり事業の実施施設へ、事業の継続的な実施を依頼（3/5）
- ・児童会館・ミニ児童会館について、可能な限りの家庭保育の協力依頼に関し、指定管理者を通じて保護者へ周知（3/3）
- ・認可保育施設等へ、感染拡大防止策の徹底と、可能な限りの家庭保育の協力について、保護者への周知を依頼（3/3）

【経済観光局】

- ・ライブバー従業員の感染確認に伴う関係団体へ感染拡大につながる活動自粛等の配慮要請（3/9）
- ・各経済団体及び業界団体へ感染拡大につながる活動自粛等の配慮要請（市長より札幌商工会議所会頭へ要請書手交）（3/3）
- ・各経済団体及び業界団体へ従業員の休暇取得環境の整備について配慮要請（2/27）
- ・中央卸売市場内事業者新型コロナウイルス感染症への対応について通知を発送（1/30以降随時）

【建設局】

- ・道路維持除雪共同企業体等に新型コロナウイルス感染症の拡大防止等に向けた適切な措置を依頼（3/5）

【都市局】

- ・来庁せずにできる手続き（郵送等により申請等が可能な手続き）がある旨について市都市局HPに掲載（3/11）

【水道局】

- ・感染症の影響による上下水道料金の支払いに関する相談窓口や、感染症に関連し

た水道水の安全性について市水道局HPで周知（3/2、3/24）

【交通局】

- ・感染防止に向けたポスター等の掲出（地下鉄、路面電車、駅構内ほか）

【消防局】

- ・来庁せずにできる手続きについて市消防局HPに掲載（3/6）

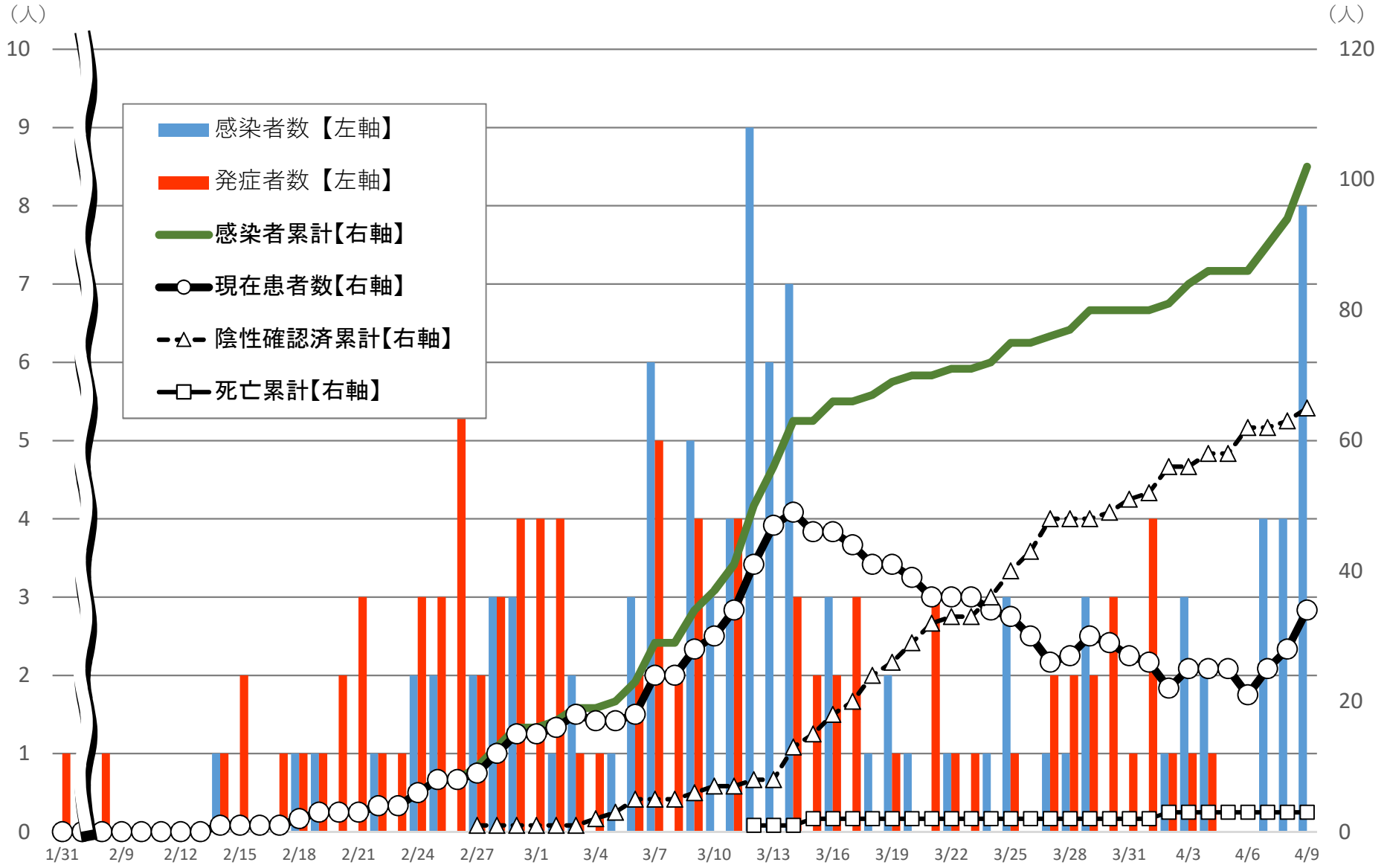
【病院局】

- ・新型コロナウイルス感染症への対応について市病院局HPに掲載（3/13）
- ・院内感染防止の更なる対策強化のため、市立札幌病院における面会を、原則禁止から全面的に禁止に変更することを市病院局HPに掲載（3/23）

(2) 市民生活への支援

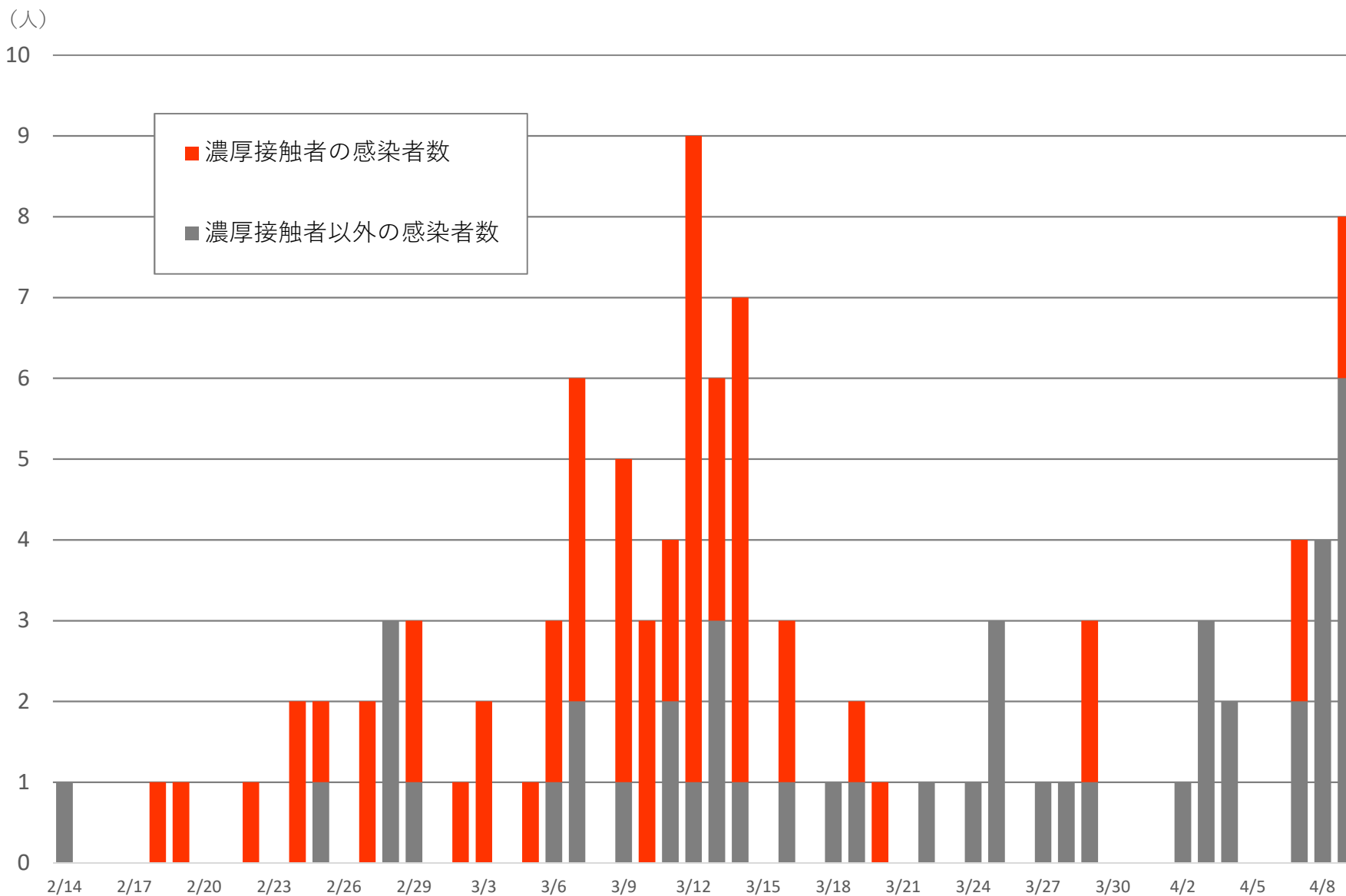
- ・トイレットペーパーやティッシュペーパー等について、過度な買い占めを控えるよう、市HPやSNSで情報発信（3/2）
- ・生活関連商品について価格調査を実施
- ・聴覚に障がいのある方を対象とした厚労省相談窓口のFAX番号を紹介した手話動画の市HP公表（2/25）

札幌市における発症状況（4月9日現在）

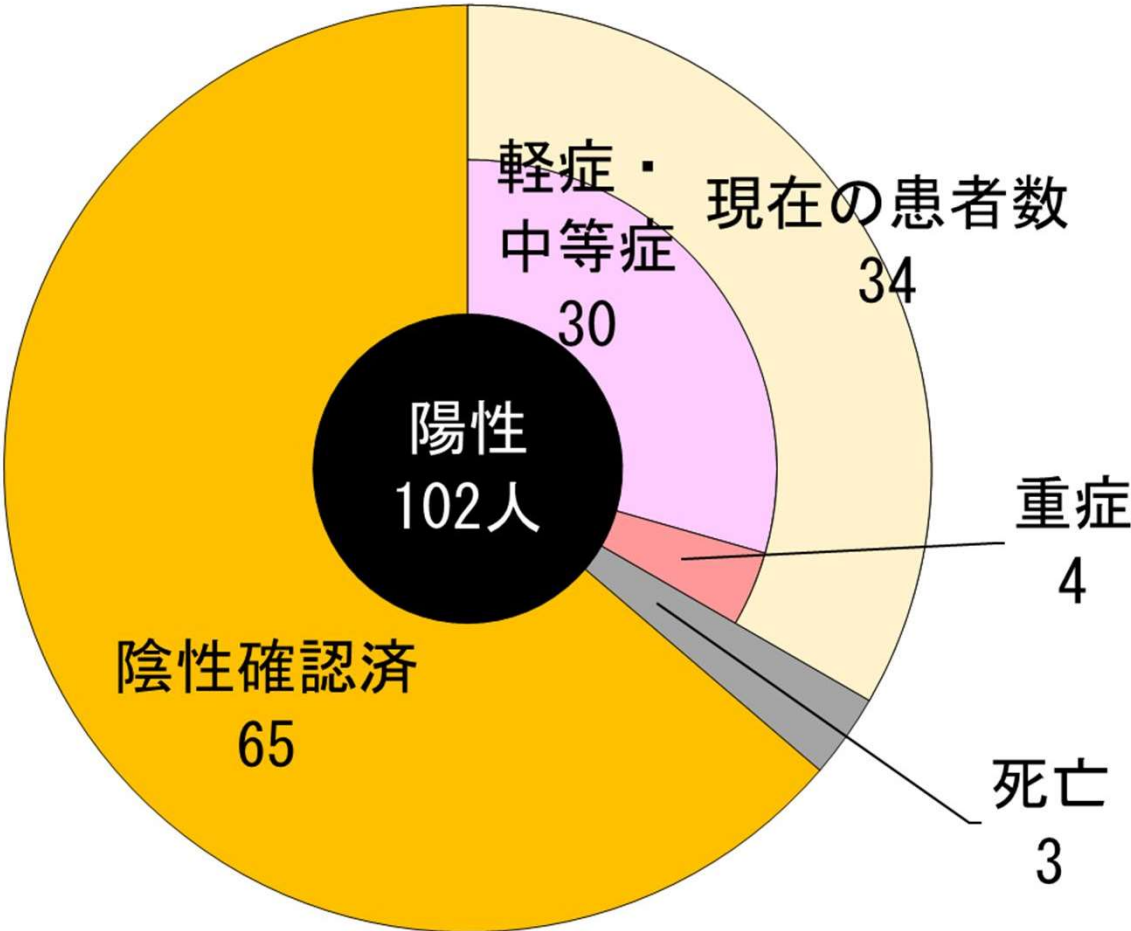


※発症者数には調査中等のため未計上分あり

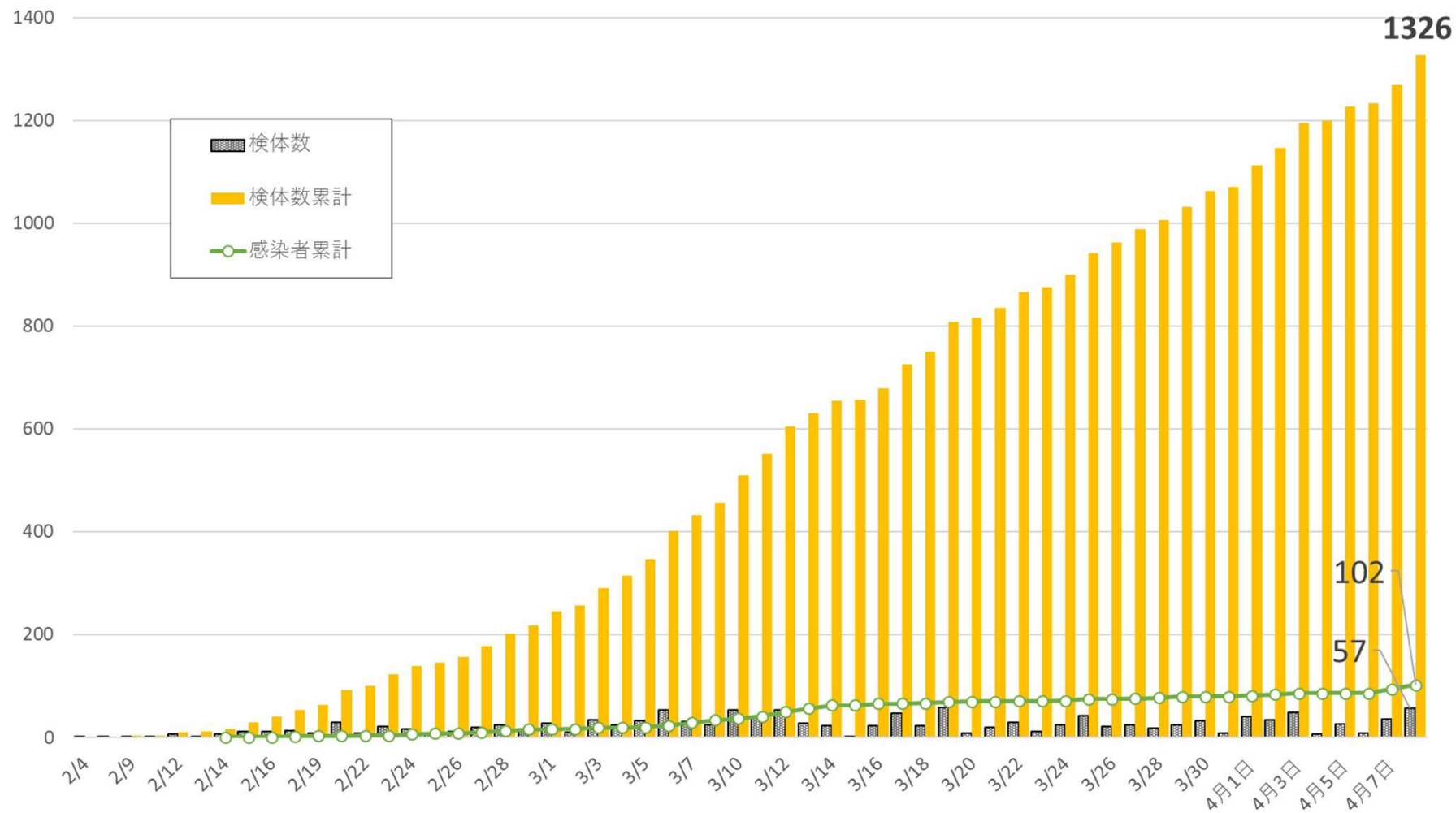
札幌市における感染者状況（濃厚接触の有無別）（4月9日現在）



札幌市における陽性者の状況（4月9日現在）



PCR検査状況（4月9日現在）



直近一週間ごとの患者等の状況

〈3月20日～26日〉

6	新規感染者数	
	リンクあり	リンクなし
	1	5

帰国者・接触者 外来受診者数
37

〈3月27日～4月2日〉

6	新規感染者数	
	リンクあり	リンクなし
	2	4

帰国者・接触者 外来受診者数
76

〈4月3日～9日〉

21	新規感染者数	
	リンクあり	リンクなし
	4	17

帰国者・接触者 外来受診者数※
71

※4月9日分未反映

道民の皆様へ

令和2年4月7日

資料5

新型コロナウイルス感染症

集中対策期間 (4/8 水 ~ 5/6 水)

- ◆ 政府対策本部は本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を行いました。
- ◆ 北海道においても、依然として流行は終息に向かっていない中、この緊急事態宣言の期間は、改めて、これまで私たちが取り組んできたことを確認し、徹底していく「集中対策期間」とします。
- ◆ 道民の皆様には改めて、手洗いと咳エチケットの徹底、外出する際の3つの事項の確認、集団感染の要因となる「3つの密」を避ける取組をお願いします。

北海道知事 鈴木 直道

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年4月1日）

IV 提言

1 地域区分について （2）地域区分の考え方について

①「感染拡大警戒地域」

- 直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して大幅な増加が確認されているが、オーバーシュート（爆発的患者急増）と呼べるほどの状況には至っていない。また、直近1週間前の帰国者・接触者外来の受診者についても、その1週間前と比較して一定以上の増加基調が確認される。

① 新規感染者が連続して二桁の日が発生

② 直近1週間とその1週間前のデータ（新規感染者、リンク不明の感染者数等）を比較し、増加基調を確認

③ ①の新規感染者の多数がリンク不明

外出自粛の要請の検討

新型コロナウイルス感染症への 対応に関する緊急要請

令和2年4月

北海道

先般、国においては、4月7日から5月6日までの間、7都府県を対象に「緊急事態宣言」を発出されました。その際、安倍総理からは、感染拡大の防止に向け、地方への移動を厳に控えることなどについて、呼びかけが行われたものと承知しております。また、全国知事会でも、国の責任において、「緊急事態宣言」の対象地域から他の地域への移動の自粛などについて、注意喚起を徹底するよう求めているところです。

こうした中、道内では、「緊急事態宣言」の対象地域から来道された方の感染が確認され、他の地域においても、同様の例が見られております。

北海道としては、道内の空港や駅などにおいてチラシ配布や構内放送などを実施し、来道者に対する注意喚起の徹底に努めているところですが、来道する前に、元の地域において十分な注意喚起を行い、移動の自粛など行動変容を促していくことが何よりも重要と考えております。

特に、北海道は、高齢者が多く、医療資源が脆弱な地域も多いという状況をご理解いただき、国の責任の下、下記に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

- 1 政府広報のテレビCMや広告などを活用し、「緊急事態宣言」の対象地域から他地域への移動の自粛について注意喚起を徹底すること
- 2 「緊急事態宣言」の対象地域に所在する空港や駅などにおいて、他地域への移動自粛や、やむを得ず移動される方々の移動先での健康管理の徹底など、注意喚起を徹底すること
- 3 熱や咳がある方が公共交通機関の利用を控えるよう、注意喚起を徹底すること

令和2年4月9日

北海道知事 鈴木 直道

新型コロナウイルス関連の対応について【経済観光局】

1 中小企業への支援

(1) 専用相談窓口「新型コロナウイルス肺炎に対する緊急経営相談窓口」

累計相談件数：4,941件（来所2,066件、電話2,875件）（1/29～4/9）

※前回報告（4/7現在 4,464件）から477件の増

(2) 融資制度（新型コロナウイルス対応支援資金）

認定件数：1,717件（4/9現在）

※前回報告（4/7現在 1,507件）から335件の増

【業種】

飲食業420件、小売業225件、建設業253件、卸売業85件、不動産業72件、医療・福祉67件、運輸業54件、宿泊業48件、情報通信業28件、製造業26件、教育・学習支援業10件、保険業6件、電気・ガス・熱供給・水道業3件、サービス業420件

2 各種経済団体への依頼（4/9～10）

感染拡大防止のために以下の事項等を依頼

- (1) 「3つの密」を避け、50人以上の室内イベントの開催や参加を控えていただく
- (2) 緊急事態措置の対象区域への不要不急の旅行や出張を、控えていただく
- (3) 市外から札幌市に異動となった方に対しては、2週間は体調管理に努めていただき、不要不急の外出を控えていただく 等

札幌経企第 87 号
令和 2 年(2020 年) 4 月 9 日

札幌市内関係団体 御中

札幌市長 秋元 克広

新型コロナウイルス感染症の拡大防止について(依頼)

平素より札幌市政の推進に格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、これまでも貴団体の会員企業への周知にご協力をいただいているところであり、重ねて感謝申し上げます。

さて、国においては、4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づく緊急事態宣言を発令し、5月6日までを期間として、東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫及び福岡の 7 都府県が対象地域に指定されたところです。

道内においても、依然として新型コロナウイルスの流行が収束に向かっていないことから、北海道では、これまでの取組を確認し、徹底して行う期間として、5月6日までを「集中対策期間」としたところです。

つきましては、市内事業者等の皆さまに対し、引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めていただきたく、会員企業に対し、別紙のとおり、ご周知いただきますようお願い申し上げます。

札幌市経済観光局産業振興部経済企画課

担当：高田・松本

Tel 011-211-2352 Fax 011-218-5130

札幌市内事業者等の皆さま

札幌市長 秋元 克広

新型コロナウイルス感染症の拡大防止について(依頼)

平素より札幌市政の推進に格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、これまでもご協力をいただいているところであり、重ねて感謝申し上げます。

さて、国においては、4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言を発令し、5月6日までを期間として、東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫及び福岡の7都府県が対象地域に指定されたところです。

道内においても、依然として新型コロナウイルスの流行が収束に向かっていないことから、北海道では、これまでの取組を確認し、徹底して行う期間として、5月6日までを「集中対策期間」としたところです。

つきましては、各事業者の皆さまにおかれましては、引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めていただきたく、次の事項について、ご留意いただくとともに、従業員等にご周知いただきますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、買いだめなどの動きにつながることをないよう、市民の皆さまに対し、正しい情報を周知いただきますとともに、物流の維持継続、価格や供給の安定について、できる限りのご配慮をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 毎日の体調管理を徹底し、少しでも風邪の症状がある場合には、人との接触を避け、ご自宅で静養していただくこと。
- 2 手洗い・手指の消毒や咳エチケットを徹底するとともに、近距離での会話時には、マスク等の着用を徹底していただくこと。
- 3 「密室空間」、「密集場所」、「密接場面」の「3つの密」を避けるなど、感染リスクの高い場所は避けること。また、専門家会議でも例示されたように、室内50人以上のイベントの開催や参加は極力、控えていただくこと。
- 4 緊急事態措置の対象区域への不要不急の旅行や出張については、極力、控えていただくこと。
- 5 緊急事態措置の対象区域を含む、市外から札幌市に異動となった方に対しては、2週間は体調管理に努めていただき、不要不急の外出を控えていただくこと。

また、体調に不安が生じた際には、以下の札幌市の一般相談窓口にご連絡をいただくこと。

※ 札幌市の一般相談窓口（電話番号：011-632-4567）

なお、札幌市ホームページにおいて、新型コロナウイルスに対応する融資制度など、市内事業者等の皆さまへの情報を発信しておりますので、必要に応じて参考にしていただければ幸いです。

併せて、札幌市では区役所において、転入手続きに来られた方へ「緊急のお知らせ」を配布しており、札幌市ホームページでも公開しております。市内事業者等の皆さまにおかれましても、店舗に掲示していただくなど、市民の皆さま等への周知にご協力をいただきますよう、重ねてお願いいたします。

【参考】

- ・札幌市公式ホームページ

新型コロナウイルス感染症関連情報について【市内事業者等の皆さま向け】

<http://www.city.sapporo.jp/keizai/top/keizai/yobo.html>

web ページは右コードからも参照いただけます。



「緊急のお知らせ」【札幌市にお越しになった皆さま向け】

http://www.city.sapporo.jp/kinkyu_202002.html#shigai_dougai

web ページは右コードからも参照いただけます。



■依頼文に関すること

担当：経済観光局産業振興部経済企画課 高田、松本
住所：札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所 15階
電話：011-211-2352

メールアドレス：keizaikikaku-kikaku@city.sapporo.jp

■「緊急のお知らせ」に関すること

担当：市民文化局地域振興部区政課 及川、井川
住所：札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所 13階
電話：011-211-2252

メールアドレス：kusei@city.sapporo.jp

緊急のお知らせ

SAPPORO

令和2年(2020年)4月

札幌市にお越しになった皆さまへ

- 現在、国内外で新型コロナウイルスが猛威をふるっており、札幌市内においても感染者が発生しています。
- このため、札幌市では市民の皆さんに次のことをお願いしています。

- 毎日の体調管理を徹底してください
少しでも風邪の症状がある場合は、人との接触を控え、ご自宅で静養してください。
- 手洗いや手指の消毒を徹底してください
- 咳エチケット、近距離の会話時のマスク等の着用を徹底してください
- 3つの「密」(密閉空間、密集場所、密接場面)を避けるなど、感染リスクの高い場所を避けてください
室内での50人以上のイベントの開催や参加は極力控えてください。

- 今回、市外から札幌市に来られた方におかれては、上記に加え、次のことについてもご協力をお願いします。

- 2週間はご自身の体調に十分ご注意ください、不要不急の外出を控えるようお願いいたします。
一人一人の行動がご自身や大切な人の命と健康を守ります

- 体調に不安を生じた際には、速やかに札幌市の相談窓口にご連絡されますようお願いいたします。

札幌市の帰国者・接触者相談センター	電話番号	開設時間
救急安心センターさっぽろ【受診相談】	011-272-7119 (#7119)	24時間

一般的なお問い合わせなどはこちら	電話番号	開設時間
新型コロナウイルス一般電話相談窓口	011-632-4567	9:00~21:00 (土日祝も含む)

札幌市の新型コロナウイルス感染症対策について http://www.city.sapporo.jp/kinkyu_202002.html



札幌市

